公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則 (平成15年細則(調)第8号) に基づき下記のとおり公示します。

2024年11月20日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名:バングラデシュ国電力セクターの人材育成フレームワーク構築プロジェクト
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称: バングラデシュ国電力セクターの人材育成フレームワ 一ク構築プロジェクト

調達管理番号: 24a00739

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法 (企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年11月20日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:バングラデシュ国電力セクターの人材育成フレームワーク構築プロジェクト
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定): 2025年2月 ~ 2028年1月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)
- 2) 2026年度(2027年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源エネルギーグループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程		
1	資料ダウンロード期限	2024年 11月 26日まで		
2	企画競争説明書に対する質	2024年 11月 27日 12時まで		
	問			
3	質問への回答	2024年 12月 2日まで		
4	本見積書及び別見積書、プロ	2024年 12月 13日 12時まで		
	ポーザル等の提出期限日			
5	プレゼンテーション	行いません。		
6	評価結果の通知日	2024年 12月 24日まで		
7	技術評価説明の申込日 (順位	評価結果の通知メールの送付日の翌日か		
	が第1位の者を除く)	ら起算して7営業日まで		
		(申込先:		
		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)		
		※2023年7月公示から変更となりました。		

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024年10月追記版)」を参照してください。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「南アジア地域(広域) 2024 年度エネルギー分野詳細計画策定調査(評価分析)」(調 達管理番号: 24a00045) の受注者(OPMAC 株式会社)及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、 プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表 者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ ん。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3 %83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料:

・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1)提出期限:上記2. (3)参照

2) 提出先 : https://forms.office.com/r/Jm2CuTCpn5

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記2. (3)参照
- (2)提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3 %83%9E%E3%83%8B%E3%83%85%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- 1) プロポーザル・見積書
 - ① 電子データ(PDF)での提出とします。
 - ② プロポーザル等は<u>パスワードを付けずに格納</u>ください。 本見積書と別見積書は<u>PDFにパスワードを設定</u>し格納ください。ファイル名 は「24a00123 〇〇株式会社 見積書(または別見積書)」としてください。
 - ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ④ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
 - ⑤ 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3)提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<u>https://partner.jica.go.jp/</u>) (ただし、パスワードを除く)

- (4)提出書類
 - 1) プロポーザル・見積書
 - 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・ 斟酌されます。

1)業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

☑ 応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録 (以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的 かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項		
1	BPMIの強化に向けた戦略策定	第3条 実施方針及び留意事項		
	についての具体的な策定資料	2. (3)BPMIの強化に向けた戦略策		
	とそれらの概要	定について		
2	本邦研修の内容	第4条 業務の内容 2. (2)本邦		

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- 図 プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

詳細計画策定調査実施時期:2024年10月

· RD署名: 2024年11月13日

図別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトの特徴

本プロジェクトはバングラデシュ人民共和国(以下、「当国」という。)の電力セ クター人材の技術的専門性や管理能力の開発・質の向上を目的として設立されたバン グラデシュ電力マネジメント機関(Bangladesh Power Management Institute。以下、 「BPMI」という。)の能力強化を中心としたプロジェクトである。BPMI は、当国電 カセクター全体のトレーニング機能を率いることが期待されて設立された。しかしな がら、BPMI 設立以前より、電力セクター関連機関にて個別のトレーニングプログラ ムやカリキュラムが設けられ、各機関独自に人材育成が行われており、また、BPMI 自 身、専任職員や保有施設・設備等の制約があることから、各機関の研修機能を BPMI に集約することは現実的ではない。そのため、他電力セクター関係機関独自の研修機 能を維持しながらも、BPMIとの機能分担を明確化し、他電力セクター関係機関が担 えないトレーナー研修等 BPMI が一部の研修を担うといった体制が考えられる。 上記 体制構築にあたっては、BPMI に期待されている電力セクター全体の人材育成の方針、 戦略の策定も重要となり、特に、個別電力セクター関連機関ではカバーできないよう な、中長期的な観点で当国において必要となる先端技術等に関する人材育成機能の完 備が望まれる。受注者は、当国電力セクターにおける現状の研修実施状況の分析及び 分析結果に基づく更新に加え、中長期的な政策や課題等を踏まえ、整備が望まれる技 術分野のトレーニングについても、当国政府関係機関や開発パートナーからもヒアリ ングも踏まえた検討を行い、CP側へ提案する。

(2) 本プロジェクトの活動範囲及び活動内容について

本プロジェクトでは、BPMI のみならず各電力セクター関係機関と幅広い関係者を 抱える当国電力セクターの人材育成分野に関し、そのフレームワーク構築を、BPMI を 介して実施することを主眼としている。そのため、本プロジェクトでは、個別技術の 研修プログラムの策定といった活動は想定されておらず、①既往のトレーニング実施体制のレビュー・更新、BPMI の組織体制構築(経営・管理能力強化、他電力セクター関係機関とのデマケーションの明確化等)、②BPMI が提供するトレーニング人材育成機能の強化、③電力セクターにおける人材開発モデル(認定制度等)といった3つの活動を軸に置いている。受注者は、電力セクター個別の技術課題に囚われず、包括的で大局的な観点からフレームワーク構築に向けた活動を行う 2 。

(3) BPMI の強化に向けた戦略策定について

本プロジェクトでは、BPMIの長期経営方針やトレーニング戦略、機能強化に向けたロードマップ等、体制構築に向けた各種文書が策定される。これらについては、当国の国家計画や電力セクターの中長期的な政策に則るとともに、日本等の先進国と比肩する水準の文書策定を行う 3 。また、将来的には、近隣国等のバングラデシュ国外からの研修員受入れによる収益拡大の方針もあることから、国内電力セクター関係機関のみならず、国内独立系発電事業者 (IPP) や海外電力関係事業者等へのトレーニング提供も視野に入れ、本プロジェクト終了後もBPMIの独立採算にて財務持続性が担保されるような戦略の策定を行う 4 。

(4) 実施体制・合意形成について

本プロジェクトの実施にあたっては、BPMIのみならず当国電力セクターの関係機関が多岐に渡ることから、ワーキンググループ(WG)の開催や各組織の参画のとりまとめはBPMI側で主導することを確認している。業務の実施にあたって受注者は、WGや合同調整委員会(JCC)を中心として、当国関係者と本業務に係る情報・進捗共有ならびに共通理解・合意形成が適切に行われるよう留意のうえ、関係機関の関与を担保し、実務レベル、幹部レベルを含め丁寧に合意形成を行っていく。また、調査の分析結果や関係者との議論内容、次回以降の業務に向けた課題や先方への依頼事項などを整理し関係者に事前に共有する等、幅広い関係者間での合意形成が効率的になされるよう工夫のうえ活動する。

(5) 研修人材の定着評価について

本プロジェクトは人材育成フレームワークの構築を行うものであるが、その後同フレームワークに基づき行われた研修がどの程度電力セクター人材育成に貢献するか、

² R/D等を参考に、具体的な活動内容についてプロポーザルで提案すること。

³ R/D等を参考に、具体的な活動内容についてプロポーザルで提案すること。

⁴ R/D等を参考に、具体的な活動内容についてプロポーザルで提案すること。

その影響度について確認を行う必要がある。そのため、BPMIが過去に実施したトレーニングを受けた人材について、その後の人材定着率(公的電力機関内/IPPsや他セクターへの流出)について確認を行い、定着率が低い場合には人材流出原因を分析し、対応策についての提言を行う。

(6) 当国における JICA の他事業との連携

発注者は当国において、エネルギー分野における複数の事業を実施しており、本事業においても、これら他事業とも密に連携し、効果的協力を展開する。さらに、事業実施期間中の活動を通じて当国における円借款、技術協力、海外投融資、無償資金協力、民間連携事業の候補となる案件が特定されれば発注者に提案する。これら案件や今後の協力の方向性などに関し、日本政府から意見を求められた場合は協議資料の作成や協議の場での助言などに協力する。

(7)業務従事者の語学能力について

本プロジェクトでは、トレーナー育成のためのパイロット研修を予定していることから、セミナーやワークショップを複数回開催する。受注者は、このようなセミナーやワークショップにおいて、プレゼンテーションや参加者からの質疑応答への対応等円滑なコミュニケーションが取れる十分な語学能力を持った業務従事者を配置する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

- (1) プロジェクトの活動に関する業務
 - ① 成果1に関わる活動

活動1-1:電力セクターの人材開発におけるニーズ評価を実施する

活動1-2:既存の研修を分類し、日本の電力関連の専門研修と比較した上で、 研修メニューの更新を提案する

活動1-3:更新されたトレーニングメニューに基づいて、研修に必要な設備を リストアップする

活動1-4:バングラデシュの電力セクターにおいて必要となる先進技術を調査 する

活動1-5:BPMIの長期経営方針を策定する

活動1-6:BPMIの経営方針やトレーニング戦略についてステークホルダーと協

議・検討する

② 成果2に関わる活動

活動2-1:電力セクター関係機関のトレーナーの能力と能力強化のニーズを分析する

活動2-2:BPMIが既存/過去に実施しているTOTをレビューする

活動2-3:TOTのモデルプログラムを開発し、パイロット研修を実施する

活動2-4:トレーナーの認定制度を提案する

③ 成果3に関わる活動

活動3-1:バングラデシュの電力セクター人材の能力評価/調査を実施する

活動3-2:職能/技能認定制度のモデルフレームワークを提案する

活動3-3:提案された認定制度に基づくトレーニングシステムのモデルフレームワークを提案する

活動3-4:提案された認定制度およびトレーニングシステムについて電力セクター関係機関と協議する

(2) 本邦研修・招へい

□ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して 実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・ 招へい実施ガイドライン」に準拠)

図 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。		
	日本の電力会社の研修施設や、バングラデシュで今後必要		
	となる先端技術関連設備の視察、トレーナー育成等に関す		
	る講義等を行う。1回目の研修については、プロジェクト開		
	始後早期に実施し、実施機関等関係者が日本の電力会社の		
	研修施設等を視察することで、BPMIの将来的な姿について		
	具体的なイメージを持つことを目的としている。2日目の研		
	修については、当国で今後必要となる先端技術の理解醸成		
	のため、それら関連施設の視察を行うことを予定している。		
実施回数	合計2回 (2025年夏頃、2026年秋頃)		
対象者	実施機関他関係者		
参加者数	約8名/回		
研修日数	約10日(移動日を含む)/回		

(3) その他

- ① 収集情報・データの提供
- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象 国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注 者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出 する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体: CD-ROM (CD-ROM に格納できないデータについては提出 方法を発注者と協議)
 - 位置情報の含まれるデータ形式: KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)
- ② ベースライン調査
- □ 本業務では当該項目は適用しない。
- ③ インパクト評価の実施
- □ 本業務では当該項目は適用しない。
- ④ C/P のキャパシティアセスメント
- □ 本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 受注者は、バングラデシュの電力関係機関を対象とし、研修実施能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

- ⑤ エンドライン調査
- □ 本業務では当該項目は適用しない。

- ⑥ 環境社会配慮に係る調査
- 図 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑦ ジェンダー主流化に資する活動
- □ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- ▶ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、 Word 又はPDFデータも併せて提出する。
- ▶ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	報告書名 提出時期 言語		形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	ワーク・プラン 契約締結後1.5ヶ月以内 日本語・英語		電子データ	
モニタリングシー	業務開始から6ヶ月毎	日本語・英語	電子データ	
٢				
業務進捗報告書	2026年2月、2027年2月	日本語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語・英語	製本	3部(日)
				3部(英)
			CD-ROM	3部

- ▶ 事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- ▶ 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1)業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- ⑤ PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画 (WBS: Work Breakdown Structure 等の活用)
- ⑧ 要員計画
- 9 先方実施機関便宜供与事項
- ⑪ その他必要事項
- ※ワーク・プランについては、実施機関と協議のうえ最終合意する。
- (3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

- (4)業務進捗報告書
 - プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
 - ② 活動内容 (PDM に基づいた活動のフローに沿って記述)
 - ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
 - ④ プロジェクト目標の達成度
 - ⑤ 上位目標の達成に向けての提言(業務完了報告書の場合)もしくは次期活動 計画(業務進捗報告書の場合)

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

- (ア)PDM(最新版、変遷経緯)
- (イ)業務フローチャート
- (ウ) WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画(最終版)
- (オ)研修員受入れ実績

- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績(実施した場合)
- (キ)供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) BPMI の経営方針やトレーニング戦略
- (2) TOT のモデルプログラムに関するカリキュラム、ハンドブック等

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)
- (4)活動に関する写真

第6条 再委託

図 本業務では、再委託を想定していない⁵。

第7条 機材調達

□ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等に ついて理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場

⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相 談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名(国名)

国 名:バングラデシュ人民共和国(バングラデシュ)

案件名:電力セクターの人材育成フレームワーク構築プロジェクト

Project for Establishment of Human Resource Development Framework for

Power Sector

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における電力セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け バングラデシュ人民共和国(以下、「当国」という。)では、2000年以降の平 均実質GDP成長率が6%を超え、堅調な経済発展に伴う電力需要も2021 年から 2041 年にかけて 9.3%の増加が見込まれている(当国計画省、2020 年)。急増 する電力需要への対応から、発電設備や送配電網の整備に加え、整備された設備 の適切な維持管理や電力安定供給のため運用能力といった、電力セクターに携わ る人材の育成や能力強化といったソフト面の質的向上の必要性も高まっている。 このような状況の中、電力・エネルギー・鉱物資源省電力局(Ministry of Power, Energy and Mineral Resources。以下、「MoPEMR」という。)は、2017年6月に、 技術訓練や一般教育を通じ、電力セクターの人材の技術的専門性や管理能力の開 発・質の向上を目的として、バングラデシュ電力マネジメント機関(Bangladesh Power Management Institute。以下、「BPMI」という。)を設立した。

BPMIは、発電、送電、配電、再生可能エネルギー、省エネルギーといった電力 セクターの様々な分野の人材育成、能力開発、訓練実施のための全国的な組織と しての機能に加え、電力セクター関連機関のトレーニングプログラムを調整する 唯一の機関としての機能も期待されている。しかしながら、現状のBPMIは、人材 育成のための包括的なシステムや枠組み、宿泊施設や研修施設・設備を備えた研 修センターも存在しない状態である。また、トレーニングプログラムのための体 系化された方針やそれに基づく定期的なトレーニングが実施されておらず、毎年、 電力セクター関連機関の要請に基づいたトレーニングを実施しているのが実態と なっている。現在、各電力セクター関連機関は、MoPEMRの電力局(以下、「PD」 という。)と年間協定を締結し、従業員一人当たりの年間研修時間の目標値を毎 年設定している。各電力セクター関連機関においては、BPMIによる研修や社内研 修を組み合わせることによる年間研修時間の目標値(例えば、一人当たり60時間 /年) の達成が優先されているが、 トレーニングの実施状況が質的にも量的にも 最適な状況となっていないことから、BPMIを通じた電力セクターのより計画的・ 戦略的な人材育成が喫緊の課題となっている。このような背景のもと、「バング ラデシュ国電カセクターの人材育成フレームワーク構築プロジェクト」の支援が 要請された。

(2) 電力セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ JICA国別分析ペーパー(2023年3月)では、堅実な経済成長をけん引するため、 電力供給の安定化、エネルギー需給の最適化、低炭素化・カーボンニュートラル の推進に貢献する支援の必要性が高いと分析している。また、我が国の対バング ラデシュ人民共和国国別開発協力方針(2018年)では、「中所得国化に向けた、 持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」を重点分野(大目標) と掲げ、電力・エネルギーの安定供給と同時に気候変動対策を含めた持続可能な 経済成長を図る協力を行う、としている。

JICAは課題別事業戦略「グローバル・アジェンダ(資源・エネルギー)」や「グローバル・アジェンダ(気候変動)」により、エネルギーの脱炭素化を効果的に推進するための戦略作り、協力プログラム・案件形成等を重点的に進めており、「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト(開発調査型技術協力(2021年~2024年)」を実施し、当国の脱炭素化に向けた長期計画の策定を支援している。本事業では、当国で今後必要となる先進技術について調査し、同技術導入に向けたトレーニング戦略等を検討することで、同長期計画の方針である2041年クリーンエネルギー40%導入目標達成への貢献が期待される。

JICAはこれまで、バングラデシュにおいて「電力マスタープラン改訂に係る 情報収集・確認調査」(2014年~2016年)や「省エネルギーマスタープラン策定 プロジェクト」(技術協力) (2013年~2014年)、「統合エネルギー・電力マス タープラン策定プロジェクト (開発調査型技術協力 (2021年~2024年)」を実施 し、電力・エネルギーセクターの長期的な計画策定を支援してきた。また、「ガ スネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト」 (技術協力) (2019年~)、「低炭素社会実現のためのダッカ配電マスタープラ ン策定プロジェクト(開発調査型技術協力(2024年~)」なども実施中である。 また、円借款では、「再生可能エネルギー開発事業」(2013年Loan Agreement(以 下、「L/A」という。)調印)や「省エネルギー推進融資事業(フェーズ1及びフ ェーズ2)」(2016年及び2019年L/A調印)により、再生可能エネルギーの利用や 省エネルギー機材導入の促進を支援している。さらに、「マタバリ超々臨界圧石 炭火力発電整備事業 (フェーズ1) 」 (2014年第一期L/A調印) により高効率火力 発電の導入によるエネルギー源の多様化や、「ダッカーチッタゴン基幹送電線強化 事業」(2015年L/A調印)により送配電における電カロスの低減にかかる支援を実 施中である。海外投融資では、「シラジガンジ高効率ガス火力発電事業」(2017 年承諾)、及び「モヘシュカリ浮体式LNG貯蔵再ガス化設備運営事業」(2017年承 諾)に対しIFCと協調融資を行ったほか、アジアインフラパートナーシップ信託基 金(Leading Asia's Private Infrastructure Fund:LEAP)への出資を通じて、 「メグナハットガス複合火力発電事業」(2020年融資契約)をアジア開発銀行と 協調して支援している。

(3)他の援助機関の対応

世界銀行は、基幹送電網整備、地方部での配電網整備、電力セクター向け開発支援借款、電力セクター全体の財務改革・再建計画の策定、ガス火力発電所建設、ガスセクターマスタープラン策定等を支援。アジア開発銀行はバングラデシュエネルギー規制委員会(Bangladesh Energy Regulatory Committee: BERC)設立、ガスインフラ整備(ガス火力建設、パイプライン、ガス田開発等)の支援、アジアインフラ投資銀行は配電網整備、ガス配送網強化の支援等を実施。また、GIZ(Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit)が「Skills Development for Sustainable Energy Solutions」プログラムにおいて、再生可能エネルギーと省エネルギーに関する研修モジュール開発を行っている。いずれも本事業との重複はない。

(4)附帯する円借款/海外投融資事業との関係性

有償資金協力を通じた当国の電力セクターへの協力実績は以下の表1の通り、同 国内全域に及ぶ。本プロジェクトにおいて、電力セクター人材の能力強化が促進 されることで、有償資金協力により整備された各施設が適切に維持管理され、開 発効果増大に資する。

表1 有償資金協力に関する実績

	案件名	LA調印年月/融資 契約承諾年度
1	ハリプール新発電所建設事業	2007年12月
2	中部地域配電網整備事業	2009年3月
3	ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業	2013年2月
4	全国送電網整備事業	2013年2月
5	再生可能エネルギー開発事業	2013年3月
6	マタバリ石炭火力超々臨界発電整備事業	2014年6月
7	ダッカ−チッタゴン基幹送電線強化事業	2015年12月
8	省エネルギー推進融資事業	2016年6月
9	シラジガンジ高効率ガス火力発電事業	2017年度
10	モヘシュカリ浮体式LNG貯蔵再ガス化設備運営事業	2017年度
11	メグナハットガス複合火力発電事業	2020年度

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、バングラデシュにおいて、電力セクターの人材育成機関であるBPMIの組織体制の強化及び人材育成に関する計画、制度、プログラム等の整備、並びに研修講師の育成を行うことにより、電力セクターの人材育成体制の確立を図り、もってバングラデシュの電力セクター人材の能力強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名:

バングラデシュ全域

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:

バングラデシュ電力マネジメント機関 (BPMI: Bangladesh Power Management Institute)

最終受益者:バングラデシュの電力セクターに従事する人材

(4) 総事業費(日本側):

3.3億円

(5) 事業実施期間

2025年2月~2028年1月を予定(計36カ月)

(6) 相手国実施機関:

監督官庁:電力エネルギー鉱物資源省 (MoPEMR: Ministry of Power, Energy and Mineral Resources)

実施機関:バングラデシュ電力マネジメント機関(BPMI)

- (7) 投入(インプット)
- 1) 日本側
- ① 専門家派遣(合計約50人月):
 - 人材育成(業務主任者)
 - ・組織マネジメント・事業経営
 - ・研修システム・管理

- 技術移転 開発
- 研修評価 分析
- ② 研修員受け入れ:電力会社の研修センター、先端技術関連施設、各8名×2回
- 2) バングラデシュ国側
- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
 - · 専門家オフィススペース(BPMI)
 - ・ カウンターパート職員の人件費・経費
 - ・ 必要なデータや資料等
- (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動

本事業を通じてBPMIから輩出され政府系電力公社にて従事する人材の能力向上を図ることにより、表1に記載の既往有償資金協力案件の持続的な運営・維持管理に貢献し、開発効果最大化に資する。

- 2) 他の開発協力機関等の援助活動
 - 2. (3)を参照。
- (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
- 1)環境社会配慮
- ① カテゴリ分類: C
- ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」 (2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断され るため。
- 2) 横断的事項:気候変動対策(緩和策)に資する可能性がある。

<分類理由>本事業を通じて、温室効果ガスの排出削減に繋がる先進技術に関する研修プログラムの提供等、当国の脱炭素化に向けた長期計画の着実な実現が促進されるため、気候変動対策(緩和)に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類:【対象外】「ジェンダー対象外」

<分類理由>詳細計画策定調査時に本事業におけるジェンダー主流化のニーズや政策を確認したが、具体的な指標を含んだジェンダー主流化に資する取組みを実施するに至らなかったため。

(10) その他特記事項

最新の安全対策措置に従って渡航・活動を行う。なお、2024年7月21日より、バングラデシュ全土が外務省海外安全情報(危険情報)「レベル2:不要不急の渡航中止」に引き上げられた。

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標:本事業により提案された電力セクターの人材育成が実施される。 指標及び目標値:
 - 5年以上の長期のトレーニング戦略が策定され、同戦略において提案される先進技術に関する研修プログラムがBPMIにより提供される。
 - トレーニング戦略に基づき整備されたTraining of Trainers (TOT) プログラムがBPMIから電力セクター関連機関に提供される。

- 職能/技能認定制度が電力セクター関連機関に導入される。
- (2) プロジェクト目標:バングラデシュの電力セクターにおける効果的な人材育成の枠組みが関係者間で合意される。

指標及び目標値:

- プロジェクト終了時(2028年)までに、電力セクターにおける人材育成の中心機関として、BPMIの機能強化に向けたロードマップが関係者間で合意される。

(3) 成果

成果1:バングラデシュの電力セクターにおける研修機関としてのBPMIの経営・管理能力が強化される。

成果2:BPMIの人材開発能力が強化される。

成果3:電力セクターにおける人材開発モデルが提案される。

(4) 主な活動

<成果1:バングラデシュの電力セクターの研修機関としての BPMI の経営・管理能力が強化される>

活動1-1:電力セクターの人材開発におけるニーズ評価を実施する

活動1-2: 既存の研修を分類し、日本の電力関連の専門研修と比較した上で、研修メニューの更新を提案する

活動1-3:更新されたトレーニングメニューに基づいて、研修に必要な設備をリストアップする

活動1-4:バングラデシュの電力セクターにおいて必要となる先進技術を調査する

活動1-5:BPMIの長期経営方針を策定する

活動1-6:BPMIの経営方針やトレーニング戦略についてステークホルダーと協議・ 検討する

<成果2:BPMIの人材開発能力が強化される>

活動2-1:電力セクター関係機関のトレーナーの能力と能力強化のニーズを分析する

活動2-2:BPMIが既存/過去に実施しているTOTをレビューする

活動2-3:TOTのモデルプログラムを開発し、パイロット研修を実施する

活動2-4:トレーナーの認定制度を提案する

<成果3:電力セクターにおける人材開発モデルが提案される。>

活動3-1:バングラデシュの電力セクター人材の能力評価/調査を実施する

活動3-2:職能/技能認定制度のモデルフレームワークを提案する

活動3-3:提案された認定制度に基づくトレーニングシステムのモデルフレームワークを提案する

活動3-4:提案された認定制度およびトレーニングシステムについて電力セクター 関係機関と協議する

5. 前提条件 外部条件

(1) 前提条件:特になし。

(2) 外部条件:日本人専門家の現地業務の継続実施に際し、治安が確保される。 2024年10月時点では、2024年7月から発生している学生らのデモや警官隊との衝突 等による治安悪化に伴い、全土において外務省海外安全情報(危険情報)は「レベル2」(不要不急の渡航中止)となっている。現地治安情勢に留意しつつ、最新のJICAバングラデシュ国安全対策措置に基づいて活動を実施する。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

トルコ国「発電所エネルギー効率改善プロジェクト(評価年度2008年度)」の終了時評価では、本邦研修を通じた予防保全、体系的な維持管理体制の理解促進に有効との指摘があった。また、ベトナム国「電力技術者養成プロジェクト(評価年度2004年度)」の終了時評価では研修におけるコア・インストラクターの責務の明確化、研修委員会の設立等の活動の有効性が指摘されている。パキスタン国「送変電維持管理研修能力強化プロジェクト」では研修講師陣に加えてマネジメント層も含めた本邦研修の有効性が指摘されている。

(2) 本事業への教訓

上記評価結果も踏まえ、BPMIが現状有している研修機能も生かしながら、予防保全やマネジメント層向けの研修等研修メニューの充実を図ること、講師の資格・責任についても明確化していくよう留意する。

7. 評価結果

バングラデシュの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致するものである。またSDGsゴール7「すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール 事業終了3年後:事後評価

9. 広報計画

- (1) 当該案件の広報上の特徴
 - 1) 相手国にとっての特徴

当国は、温室効果ガス削減のため、JICAが策定を支援した長期エネルギー供給計画である「統合エネルギー・電力マスタープラン」において、再生可能エネルギーの導入等脱炭素化に向けた方針を掲げており、本事業はこのような取組みを行う電力セクター全体の能力強化に資する事業であり、国内外への広報価値は高い。

2) 日本にとっての特徴

我が国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、新興国における脱炭素化に向けた幅広いソリューションを提示し、国際協力を進めることとしている。本事業は、当国の化石燃料からクリーンエネルギーへの移行に寄与する事業であり、その具体的な取り組みの一つとなる。

(2) 広報計画

プロジェクトホームページの開設・アップデートを通して、取り組みや進捗につき情報発信を行う。また、本邦研修時のメディア広報を行う。

共通留意事項

1. 必須項目

- (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施
 - ➤ 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結 した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- ➤ 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/Pとの協働作業を通じて、C/Pがオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- ▶ 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/Pのオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- ➤ 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めたPDM(Project Design Matrix)、必要に応じてR/Dの基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- ▶ 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う (R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の 契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注 者がR/D変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域/国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- ▶ 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

▶ プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介 入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根 拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成/改定

- ▶ 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- ▶ なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・ プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会(JCC)等の開催支援

- ➤ 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、(R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- ▶ 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- ▶ 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、 最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- ➤ 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと 運営のための打ち合わせを行う。
- ▶ 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で(1年に1回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- ▶ 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

- グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、 C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- ⇒ 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会 合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果 の発信等、積極的に取り組む。
- ▶ 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像 (映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に 提出する。

5. 事業完了報告書/業務進捗報告書の作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- ▶ 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し 承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に 提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験

類似業務:電力分野における人材育成、組織マネジメントに係る業務

- 2)業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - * 1)及び2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

- 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - ▶ 業務主任者/○○
- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。
 - 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、 及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2号)】

① 対象国及び類似地域:バングラデシュ国及び南アジア、東南アジア地域

② 語学能力:英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を 評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2025年2月に契約を締結し、2025年4月までに現地渡航しプロジェクトを開始する。 36ヶ月後の2028年1月の終了を目処とする。

- (2)業務量目途と業務従事者構成案
 - 1) 業務量の目途 約 52.80 人月

本邦研修(または本邦招へい)に関する業務人月2.8を含みます(本経費は定額計上に含まれます)。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。 業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意

してください。

2) 渡航回数の目途 全60回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3)配付資料/公開資料等

- 1)配付資料
 - ▶ 本プロジェクトの討議議事録 (Record of Discussions: R/D)
 - ▶ 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書
 - ▶ バングラデシュ国統合エネルギー・電力マスタープランプロジェクト プロジェクトファイナルレポート
- 2) 公開資料
- Integrated Energy and Power Master Plan (IEPMP) 2023
 https://powerdivision.portal.gov.bd/page/4f81bf4d_1180_4c53_b27c_8fa0eb11e2c1/IEPMP%202023.pdf
- (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

便宜供与内容	
--------	--

1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6)安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

2) バングラデシュにおける安全対策措置

JICA は事業を実施している国毎に安全対策に必要な情報を収集・分析・提供しています。現地渡航・業務実施前に「JICA の国別安全対策情報」ページ

(https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html)から新規利用者情報の登録申請を行い、JICA 安全管理部よるユーザー名/パスワードをメールにて通知後、「JICA 国別安全対策情報ページ」(https://www.jica.go.jp/about/safety/measure/index.html)にログインし、国別安全対策情報をダウンロードしてください。バングラデシュ国の「国別の安全対策措置(渡航措置および行動規範)」や「国別の安全対策マニュアル」、または「注意喚起情報」や「海外安全対策ハンドブック」を一読し安全対策に利用してください。

- 3) バングラデシュは 2024 年 10 月 16 日時点では、2024 年 7 月から発生している 学生らのデモや警官隊との衝突等による治安悪化に伴い、全土において外務省 海外安全情報(危険情報)は「レベル 2」(不要急の渡航中止)となっています。 事業実施機関等関係者との情報収集・連絡協議体制の構築を行い、また、JICA の安全対策措置に従って業務を実施してください。
- 4) バングラデシュについては、安全対策上 JICA が指定する宿泊施設以外への宿泊

は認められません。また、ダッカ市、チョットグラム市、コックスバザー ル市での宿泊料については、JICA「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023 年 10 月(2024 年 10 月追記版))」の別添資料3に基づき、格付の号を問わず、一律15,500 円/泊の定額で見積もってください。なお、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逓減は適用しません。上記以外の都市については上記ガイドラインの通りです。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023 年 10 月(2024 年 10 月追記版))」(以下同じ)を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1)契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか 否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容と し、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することを

プロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

295, 485, 000円(税抜)

- ※ 上記の金額は、下記<u>(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている</u> 項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。
- ※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案 に関する経費
- (4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(8,532,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確 定します。

	対象とする	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範	費用項目
	経費			囲	
1	本邦研修	第 4 条 2 .	8, 532, 000円	各報酬 (事前・事後	国内業務費
	(本邦招へ	(2)本邦研		業務。3号0.4人月及	報酬

い)にかか	修・招へい	び5号1.0人月で想	
る経費		定、提案は認めな	
		(v)	
		報酬	
		7,532,000円(2回	
		分)	
		直接経費	
		1,000,000円(2回	
		分)	

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。 (千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更 手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算す る場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争 参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	Ī	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)		
(1)類似業務の経験	(1)類似業務の経験 6		
(2)業務実施上のバックアップ体制等		(4)	
ア)各種支援体制(本邦/現地)		3	
イ) ワークライフバランス認定		1	
2. 業務の実施方針等	((70)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法		60	
(2)要員計画/作業計画等		(10)	
ア)要員計画		5	
イ)作業計画	5		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)		
 (1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任	業務管理	
(1) 未切工にもの性数 16カン 末切目をフルーンの肝臓	者のみ	グループ/体制	
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/〇〇	(20)	(8)	
ア)類似業務等の経験	10	4	
イ)業務主任者等としての経験	4	2	
ウ)語学力	4	1	
エ)その他学位、資格等	2	1	
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)	
ア)類似業務等の経験	_	4	
イ)業務主任者等としての経験	_	2	
ウ)語学力	_	1	
エ)その他学位、資格等	_	1	
3)業務管理体制	(-)	(4)	